

重要事項説明書

居宅介護支援のサービス提供の開始にあたり、厚生省令第38号第4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 美濃陶生苑
事業者の所在地	岐阜県土岐市駄知町1858番地の2
法人の種類	社会福祉法人
代表者名	酒井 幸昌
電話番号	0572-59-8678
指定年月日及び指定番号	2016年5月1日 2171800960

2. ご利用の事業所

事業所の名称	美濃陶生苑居宅介護支援事業所
事業所の所在地	岐阜県土岐市駄知町1858番地の2
管理者の氏名	西尾 正也
電話番号	0572-26-7321
FAX番号	0572-50-1561
指定事業所番号	2171800960

3. ご利用事業所であわせて実施する事業

事業の種類	岐阜県知事の事業者指定		利用定数
	指定年月日	指定番号	
指定介護老人福祉施設	2000.2.28	2171800051	120人
指定短期入所生活介護	2000.2.28	2171800051	10人
指定地域密着型介護老人福祉施設	2021.3.1	2191880067	29人
指定地域密着型短期入所生活介護	2021.3.1	2171801166	10人

4. 事業の目的と運営方針

事業の目的	利用者に対し適正な居宅介護支援業務を提供する。
運営方針	<p>1. 要介護状態等にある利用者が、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるように支援します。</p> <p>2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づいた適切な福祉サービス及び保健医療サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう支援します。</p> <p>※利用者は入院が生じた場合、医療機関に担当の居宅介護支援専門員の氏名及び連絡先が伝わるよう、持参する医療保険証などに名刺を張りつける等の対応をお願いいたします。</p> <p>3. 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重するとともに、利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に事業を実施します。</p> <p>※当事業所のケアプランの作成に当たり、「訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況についてご説明します。（別紙参照）</p> <p>4. 地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。</p> <p>5. 看取り期においては利用者及びご家族と十分な話し合いを行い「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行います。</p>

5. 職員の職種、人数及び職務内容

従業者の職種	員数	区分				常勤換算後の人員	事業者指定の基準	保有資格の内容
		常勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
管理者	1		1			1	1	主任介護支援専門員
介護支援専門員	5	4 (1)	1 (1)			5	1以上	介護支援専門員 (主任介護支援専門員)

6. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	正規の勤務時間帯（9：00～17：30）常勤で勤務	4週8休
介護支援専門員	正規の勤務時間帯（9：00～17：30）常勤で勤務	4週8休

7. 営業日

営業日	月曜日～金曜日 但し、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。
営業時間	9：00～17：30 その他、電話等により24時間連絡のとれる体制とする。

8. 居宅介護支援サービスの概要

種類	内容
要介護認定の申請代行	居宅介護支援の提供に際し、要介護認定等の申請が行われていない場合は、利用者の意思を踏まえて当該申請の援助もしくは代行を行います。要介護認定等の更新及び変更の申請についても同様とします。
サービス計画の立案	利用者の心身の状況、置かれている環境、利用者及び家族の希望等を考慮し、居宅サービス計画を立案、作成します。
情報提供	居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又は家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めるとします。
連絡調整	居宅サービス計画に基づく居宅サービス等の提供が確保されるよう、居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

9. 利用料金及び居宅介護支援費

居宅介護支援費（Ⅰ）	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が1～39件	要介護1・2	1086単位
		要介護3・4・5	1411単位
居宅介護支援費（Ⅱ）	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が40～60件未満	要介護1・2	544単位
		要介護3・4・5	704単位
居宅介護支援費（Ⅲ）	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が60件以上	要介護1・2	326単位
		要介護3・4・5	422単位

10. 加算について

初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300 単位
特定事業所加算 (Ⅱ)	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催する事」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合 (1 月につき)	421 単位
入院時情報連携加算(Ⅰ)	病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して利用者に係る必要な情報提供を行った場合	250 単位
入院時情報連携加算(Ⅱ)	病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して利用者に係る必要な情報提供を行った場合	200 単位
イ)退院・退所加算(Ⅰ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450 単位
ロ)退院・退所加算(Ⅰ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	600 単位
ハ)退院・退所加算(Ⅱ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	600 単位
ニ)退院・退所加算(Ⅱ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること	750 単位
ホ)退院・退所加算(Ⅲ)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること	900 単位
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200 単位
ターミナルマネージメント加算	在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者に提供した場合算定	400 単位
通院時情報連携加算	医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントをおこなった場合	50 単位
その他	居宅サービスなどの利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時にケアマネジメント業務をおこなったものの利用者の死亡によりサービスに利用に至らなかった場合基本報酬の算定が可能。	基本報酬算定

1 1. 通常の実施地域

実施地域	土岐市・多治見市・瑞浪市
------	--------------

1 2. 苦情申立先

当事業所ご利用相談室	窓口担当者 西尾 正也 ご利用時間 月曜日～金曜日 ご利用方法 電話、面接 どちらでも結構です。
------------	--

苦情の受付は、当法人が任命する第三者委員でも受け付けております。

第三者委員	<p>しょうじ たかのぶ 小司 隆信 (職業) 司法書士 瑞浪市上平町一丁目 3 番地 司法書士法人 たなか事務所 Tel 0572-67-1815</p> <p>たかの かずゆき 高野 和幸 (職業) 弁護士 名古屋市中区丸の内二丁目 20 番 2 号 オアシス丸の内 NORTH 6 階 高野和幸法律事務所 Tel 052-253-8278</p>
-------	---

当事業所以外の苦情受付機関

苦情受付機関	<p>土岐市高齢介護課 土岐市土岐津町土岐口 2 1 0 1 Tel 0572-54-1111</p> <p>岐阜県国民健康保険団体連合会介護保険課 岐阜市下奈良 2 - 2 - 1 岐阜県福祉・農業会館内 Tel 058-275-9826</p>
--------	---

1 3. その他重要事項

キャンセル料など	<p>当事業所と居宅介護支援契約を締結し、同契約第 8 条及び第 9 条に拠ることなく、他事業所にて重複して居宅介護支援サービスをご利用された場合、以下の金額をいただくことがあります。</p> <p>居宅介護支援費 I</p> <p>要介護度 1、2 の方 10,860 円 要介護度 3、4、5 の方 14,110 円</p>
----------	---

1 4. 事故発生時の対応

当事業所がご利用者に対して行う居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族、市区町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、当事業所がご利用者に対して提供しました居宅介護支援により、損害賠償をすべき事故が発生した場合には、速やかに対応させていただきます。

1 5. 秘密保持

- ① 当事業所は、業務上ご利用者又はそのご家族の秘密を厳守いたします。
- ② 当事業所は、介護支援専門員その他従業者であった者から、業務上知り得たご利用者又はその家族の秘密が漏れることのないよう、管理を徹底いたします。
- ③ 当事業所は、サービス担当者会議におきまして、ご利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ、ご利用者又はそのご家族からの同意を頂きます。

1 6. 個人情報の保護

- ① ご利用者の個人情報を含むサービス計画、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとします。
- ② 個人情報の取り扱いに関するご利用者からの苦情については苦情処理体制に基づき適正かつ迅速に対応するものとします。

1 7. 個人情報の使用

個人情報については、次に記載するところにより、必要最小限の範囲内で利用するものとします。

1. 使用する目的

- (1) 利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために施されるサービス担当者会議、他事業者との連絡調整等において必要な場合

2. 使用する事業者の範囲

居宅サービス計画に定められた事業者

3. 使用する期間

居宅介護支援契約書の契約期間

4. 使用する条件

- (1) 個人情報の使用・提供は最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう、細心の注意を払うこと
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと

1 8. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、必要な研修及び訓練を実施します。

19. 感染症の予防まん延の防止のための措置

感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講ずるものとします。

- ① 感染症の予防及びまん延防止のための職員に対する研修及び訓練の実施
- ② その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置
(委員会の開催、指針整備等)

20. 虐待の防止のための措置

利用者の人権擁護、虐待の防止の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとします。

- ① 虐待を防止するための従業員の職員に対する研修
- ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③ その他虐待防止のために必要な措置 (委員会の開催、指針整備等)

21. 身体的拘束等の適正化

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急止むを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

22. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつハラスメント対策のため、次の措置を講ずるものとします。

- ① 職員に対するハラスメント指針の周知・啓発
- ② 職員からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- ③ その他ハラスメント防止のために必要な措置

私は、本書面に基づいて乙の職員（職名 介護支援専門員 氏名 ）

から、上記重要事項と裏面のサービス利用割合の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

利用者 氏名

利用者の家族等 氏名